



桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策の追加事業のお知らせ

桂川町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年10月22日発表

【町民の皆さまへ】

桂川町では新型コロナウイルス感染症により影響を受けている町民・事業所の皆さまの支援や感染防止対策の充実のため、以下のとおり支援対策を追加で実施します。引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いします。



下記の事業は**申請が必要**な事業です。申請を忘れないでくださいね！

個人情報は保護されますので、安心して申請くださいね！

申請が必要な事業

事業名	概要	担当課・受付期間
罹患者見舞金 給付事業	支給額 ／1人につき10万円 支給対象 ／新型コロナウイルス感染症に罹患した人 ※令和3年度以前に罹患した人も対象です。 ※罹患者本人の住民登録が罹患のときから申請日まで引き続き桂川町にあること。 ※申請を希望される方は必ず事前に担当課へご連絡ください。(個人情報は保護します) ※令和2年度に既に本事業の給付を受けた方は対象外です。	健康福祉課 ☎ 65・0001
		※詳しくは担当課へお問い合わせください。
生活困窮者 支援事業	支給額 ／1世帯につき5万円(世帯主以外の世帯員1名につき1万円を加算) 支給対象 ／社会福祉協議会が実施している、「緊急小口資金特例貸付制度」又は、「総合支援資金特例貸付制度」の貸付決定を受けた世帯 ※令和2年度に既に本事業の給付を受けた方は対象外です。	健康福祉課 ☎ 65・0001
		※詳しくは担当課へお問い合わせください。
中小企業一時支援事業	支給額 ／1事業者につき10万円 支給対象 ／国又は県の月次支援金の給付決定を受けた桂川町内で営業する事業者に対して、支援金を給付 ※必要書類等については担当課にお問い合わせください。	産業振興課 ☎ 65・1106
		令和3年10月25日(月)～ 令和4年2月28日(月)まで
中小企業経営革新実行 支援事業	支給額 ／1事業者につき上限10万円 支給対象 ／令和2年度又は3年度に福岡県経営革新実行支援補助金の給付決定を受けた桂川町内で営業する事業者に対して、補助金を交付 ※必要書類等については担当課にお問い合わせください。	産業振興課 ☎ 65・1106
		令和3年10月25日(月)～ 令和4年2月28日(月)まで
各種団体活動 再開支援事業	緊急事態宣言が解除され、公民分館や町内スポーツクラブ等各種団体が活動を再開するに当たり、活動時の感染症対策としてマスクや消毒液等を支給するもの。	健康福祉課 ☎ 65・0001 社会教育課 ☎ 65・2007
		※担当課へお問い合わせください。